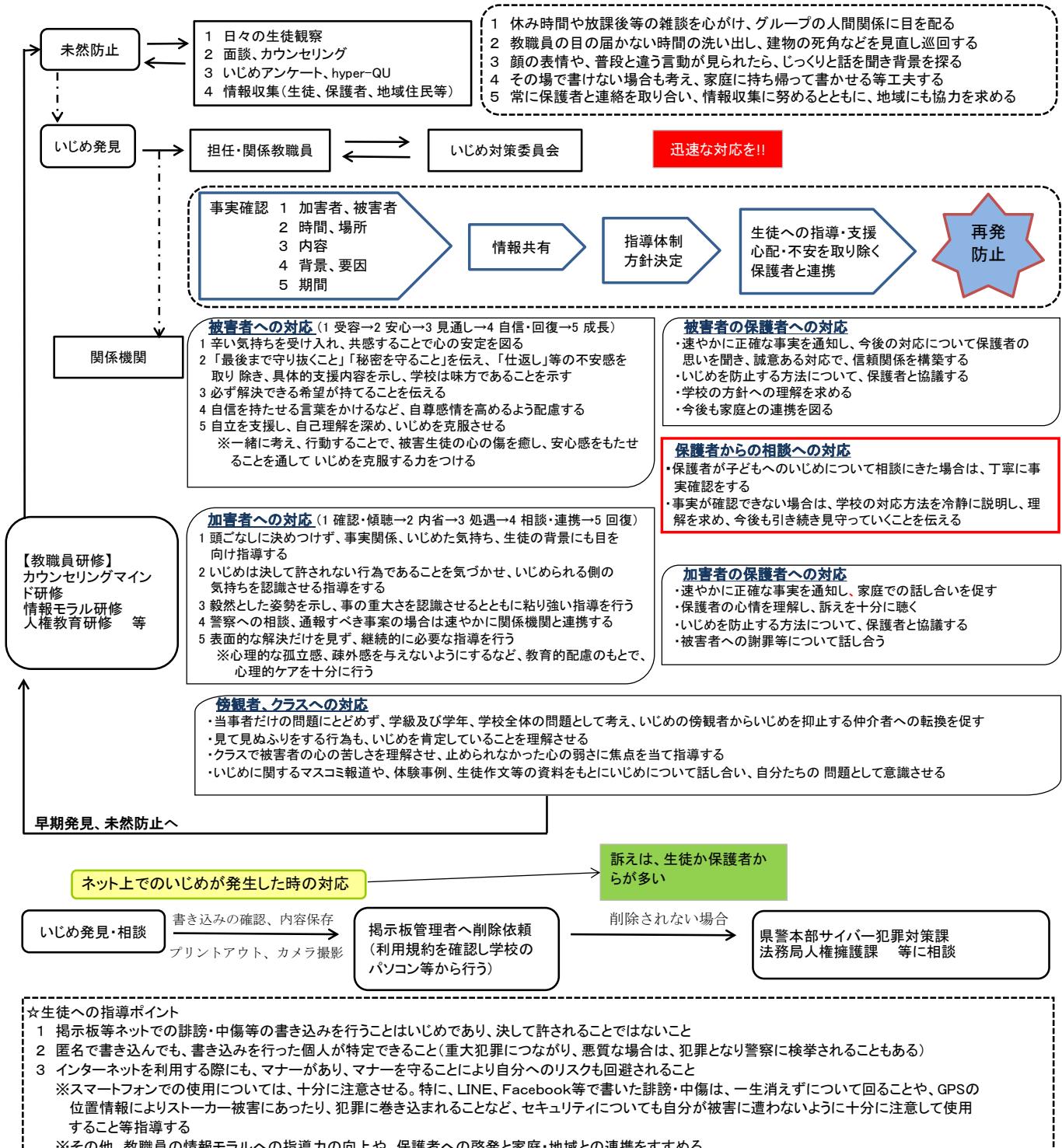


III 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には、特定の教職員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。また、迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し十分な事実確認を行うとともに、誠実に対応する。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関と連携の上、慎重に対応する。



いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事態）が発生した場合

- 直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長を中心に、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる
- 事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒または保護者の訴え等を踏まえて、迅速にいじめの解消を図る
- 被害生徒及びその保護者への対応、警察等関係機関との連携、保護者会の開催の有無等起こった事案に対する対応を行う
- 緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口に、「迅速性・同時性・均一性」を重視し、誠実な対応に努める
- スクールカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家との連携のもと実効的な解決を図る